

大津市告示第238号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年10月28日

大津市長 越 直美

- 1 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 2 効力の発生する日 平成28年10月28日
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

大津市景観計画の変更について

大津市景観計画を次のように変更する。

変更箇所

大津市瀬田南大萱



変更内容

景観計画における景観区の一部変更（約9.3ha）（別紙参照）

範囲の拡大する景観区：沿道市街地景観区

範囲の縮小する景観区：一般市街地景観区

変更理由

都市計画の用途地域の変更に伴い、景観法上の規制誘導との整合を図り、総合的な計画推進に寄与し、良好な景観形成の指導・誘導を適正に行うために、景観区を変更するものである。

大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	瀬田南大萱
図面名	計画図（変更前）		

景観区凡例

- 一般市街地景観区
- 中高層住宅地景観区
- 低層住宅地景観区



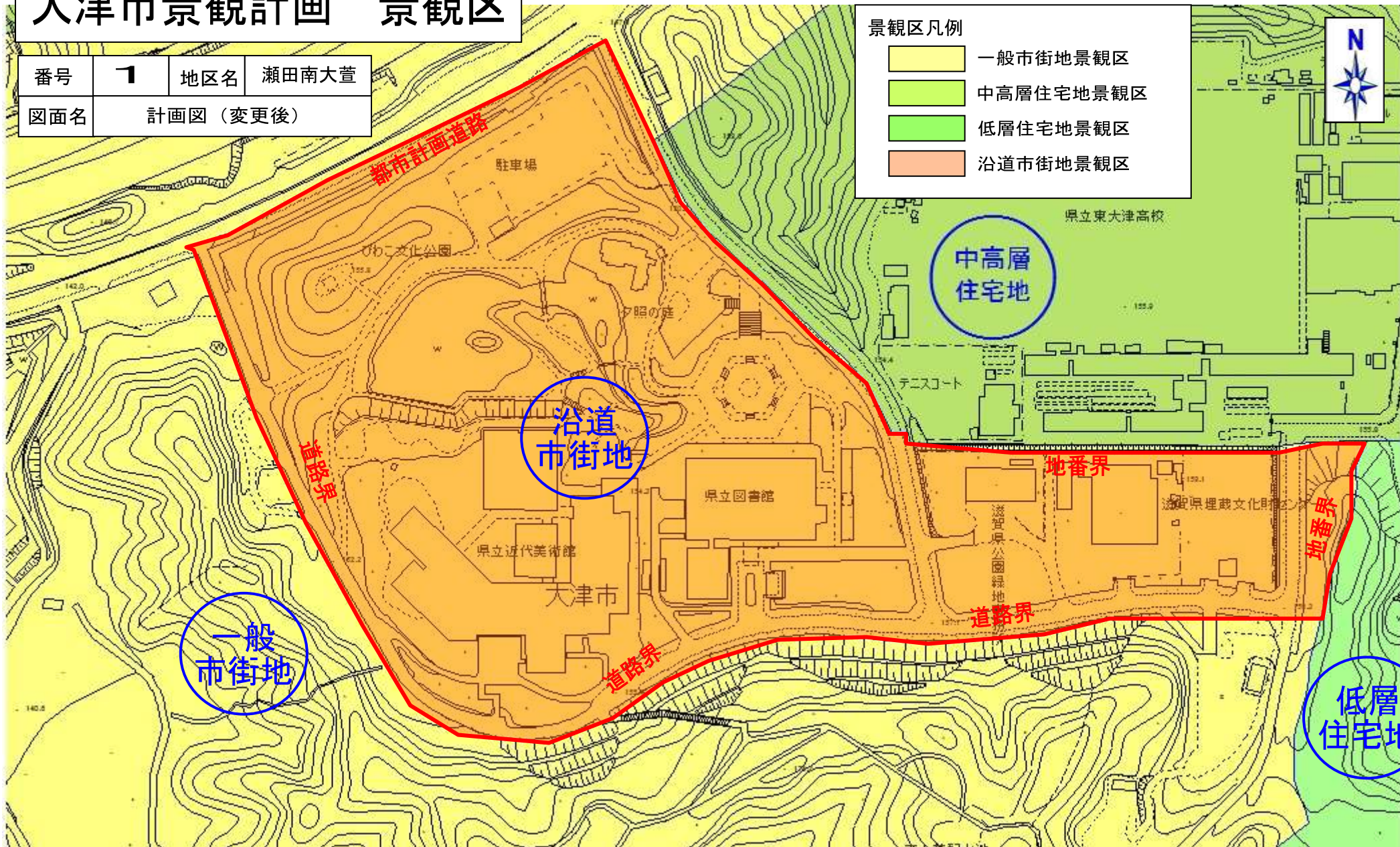
S = 1/2, 500

大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	瀬田南大萱
図面名	計画図（変更後）		

景観区凡例

- 一般市街地景観区
- 中高層住宅地景観区
- 低層住宅地景観区
- 沿道市街地景観区



S = 1/2, 500